

諮問庁：地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長

諮問日：令和 4 年 5 月 2 日（諮問第 70 号）

答申日：令和 4 年 9 月 20 日（答申第 70 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長が行った一部開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和 3 年 12 月 27 日付けで北九州市個人情報保護条例（平成 16 年北九州市条例第 51 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項に規定する開示請求権に基づき行った、「〇〇病院の〇〇医師から〇〇医師に送付された医療情報提供書類のすべての公開 北九州市立医療センター（以下「医療センター」という。）」を対象とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、令和 4 年 2 月 4 日付け北九病医経第 265 号により地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める（以下「本件審査請求」という。）。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 手術同意書のない腓骨切断遺棄放置は医学的根拠も無く、治療記録も診療記録もない。傷害罪（刑法第 204 条）である。
- (2) 紹介元の〇〇病院から自動車事故による半月板損傷（骨挫傷・半月板逸脱・半月板欠損）の所見を抹殺して、加齢による変形性膝関節症とした虚偽診断書（刑法第 160 条）及び虚偽公文書作成（刑法第 156 条）である。
- (3) 本件処分により、審査請求人は法的権利及び利益を侵害されている。

第 3 処分庁の主張

1 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 審査請求人が開示請求した「診療情報提供書類」は、各医療機関の通例として相互に任意提供され、患者本人には開示しないこととしているから、条例第 18 条第 4 号の不開示情報に該当する。
- (2) 審査請求人がした開示請求に係る保有個人情報、前記(1)のとおり不開示情報ではあるものの、条例第 19 条第 1 項に規定する「不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」ものであることから、本件処分をしたものである。
- (3) 審査請求人は、処分庁が虚偽の診断を行ったために労災認定等において不利益を被っていると主張しているものと解されるが、仮に、本件処分を取り消し、不開示とされた情報を開示したとしても、保護されるべき審査請求人の権利利益は存しないから、審査請求の理由とはなり得ない。

2 結論

よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本件審査請求は理由がないから、棄却を求める。

第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和 4 年 5 月 2 日 諮問の受付
- ② 令和 4 年 6 月 24 日 審議
- ③ 令和 4 年 8 月 2 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 4 年 8 月 23 日 審査請求人からの意見聴取、審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の一部開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

1 関係する条例について

(1) 条例第 18 条第 4 号について

条例第 18 条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と規定する。

そして、同条第 4 号は、「個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く」と任意提供情報を不開示情報とすることを規定している。

2 本件保有個人情報の不開示部分の条例第 18 条第 4 号該当性について

- (1) 本件保有個人情報は、〇〇病院から医療センターに送付された平成〇年〇月〇日付け診療情報提供書（以下「本件診療情報提供書」という。）である。

ここで、診療情報提供書は、処分庁が主張するとおり、各医療機関の通例として相互に任意提供され、また、一般に、仮に患者本人がその内容を知り得た場合、医師と患者との信頼関係が損なわれ、診療行為に支障をきたすおそれがあるため、患者本人には開示しないこととされている。

- (2) これを本件についてみると、平成〇年〇月〇日付けで、〇〇病院から医療センターに任意で情報提供された本件診療情報提供書は、審査請求人に開示しないことを前提に提供されたものであると推認される。

そして、情報提供を受ける側からすると、個々の患者に適した支援を行う上で、各医療機関からの診察内容に関する情報提供が重要であること、また、この情報提供があくまでも各医療機関の任意の協力であるため、各医療機関との信頼関係が損なわれることにより各医療機関から情報提供を受けられなくなると、今後、医療機関の診療行為に支障をきたすおそれがあると考えられる。

- (3) また、本件においては、処分庁が〇〇病院に照会したところ、〇〇病院から本件診療情報提供書を審査請求人に開示することを了解する旨の回答が得られていないことが認められる。

- (4) そうすると、仮に、本件診療情報提供書を開示とした場合、今後、同様の状況下において、各医療機関からの協力を得ることが困難となり、医療機関の診療行為に支障をきたすおそれがあると認められる。そのため、本件診療情報提供書について、各医療機関の通例として相互に任意提供され、患者本人には開示しないこととしていることから、条例第 18 条第 4 号に該当するとした処分庁の判断に、特段、違法又は不当な点は認められない。

- (5) 上記のことから、処分庁は、本件診療情報提供書は不開示情報ではあるものの、条例第 19 条第 1 項に規定する「不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」ものであることから、原処分を行ったことが認められる。

- (6) よって、当審査会は、本件保有個人情報に係る原処分の一部開示決定は妥当と判断する。

3 審査請求人の主張について

当審査会は、北九州市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求について、審査庁から諮問を受けて事案の調査審議を行った上で答申

を行うこととされており、ここでいう具体的な審議内容は、保有個人情報の開示又は不開示の適否についてである。

この点、審査請求人は、審査請求書等において、手術同意書のない腓骨切断遺棄放置は傷害罪である、半月板損傷の所見を抹殺して加齢による変形性膝関節症とした虚偽診断書及び虚偽公文書作成であるなどといった旨の主張を展開しているが、このような主張は当審査会の審議対象ではないことを申し添える。

4 まとめ

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市個人情報保護審査会

会長	時 枝 和 正
委員	姜 信 一
委員	重 永 西 子
委員	日 高 京 子
委員	松 木 摩耶子